

区連会 5 月 定例会 説明資料
 令和 7 年 5 月 20 日
 都市整備局防災まちづくり推進課

自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充について 【情報提供】

1 趣旨

本市では、地震火災の被害を抑え、共助による防災活動を活性化するため、自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し補助を行っています。

このたび、令和 7 年 3 月の「横浜市地震防災戦略」の刷新に合わせ、補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要及び変更点

防災まちづくり活動を更に広く普及させるため、重点対策地域及び対策地域（【参考】参照）のみだった補助対象地域を全市に拡大します。

詳細は別紙「身近なまちの防災施設整備事業補助」をご覧ください。

表 令和 7 年度以降の補助上限額・補助率（下線部は拡充箇所）

項目		重点対策地域	対策地域	その他
防災広場	補助率	<u>10/10</u> (9/10)	9/10	<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	150万円		<u>75万円</u> （なし）
その他（避難経路、防災設備）	補助率	9/10		<u>5/10</u> （なし）
	補助上限額	30～50万円		<u>15～25万円</u> （なし）

※（ ）内は令和 6 年度の補助内容

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】

鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部

重点対策地域、対策地域、その他の地域の区域図



栄区は、その他の地域として、
7年度から新たに補助対象となります。

「身近なまちの防災施設整備事業補助」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

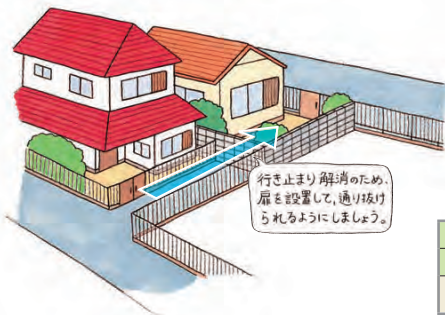
電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「**まちの避難経路**」、いつとき避難のできる「**まちの防災広場**」、災害時に必要な「**まちの防災設備**」の整備等に対し、補助を行います。

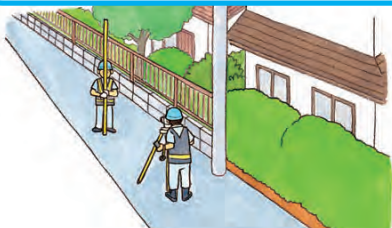
「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1)「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

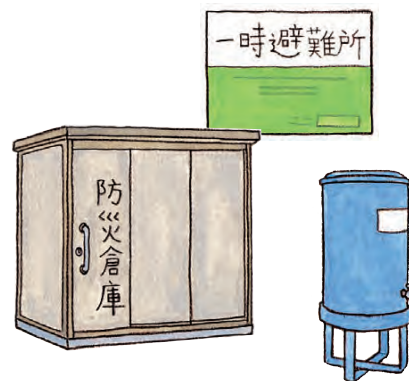
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る。）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

	補助率	上限額
重点対策地域・対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です

防災関係説明資料（資料3～6）【栄区用】

資料3 家具転倒防止対策助成事業

取付代行対象者	高齢者や障害者等のみで構成される世帯。 家具2つまで取付代行（無償）
取付器具	つっぱり棒、L型金具、ベルト式金具、貼付式金具
器具代金補助（新設）	1/2 補助、上限2,000 円
申請者負担額	770 円～1,320 円

資料4 感震ブレーカー等設置推進事業

取付代行対象者	高齢者や障害者等のみで構成される世帯（無償）
対象器具	スイッチ断ボールⅢ、ヤモリ、ヤモリ・デ・セット、 Ki 感震センサー
器具代金補助	1/2 補助、上限2,000 円
申請者負担額	申請者負担額：1,700 円～3,900 円

資料5 テレビ・プッシュ補助事業

対象者	横浜市民 かつ 災害情報の取得に不安を感じていらっしゃる方 （全市で600件実施）
補助額	28,600 円（端末費用 16,500 円、設置・設定費用 12,100 円）
利用者の負担額	サービス利用料として、月額 550 円（税込）
その他	サービスの利用にはインターネット環境が必要です。 （インターネット環境がない方は、地域BWA※の回線契約が必要です） ※地域の公共サービスの向上やデジタル・デバイドの解消等、地域の公共 の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システム

資料6 「身近なまちの防災施設整備事業補助」

対象者	防災広場・防災設備：自治会町内会等の団体 避難経路：自治会町内会等の団体又は所有者
補助対象	防災広場 防災設備（防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等） 避難経路（避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設 置、避難経路の安全対策等）
補助率・補助上限額	補助率：5/10 補助上限額：防災広場 75万円、防災設備 25万円 避難経路 15～25万円 ※内容による